

随意契約理由

令和6年(2024年)5月31日

契約担当課名	教育委員会事務局社会教育課
発注担当課名	教育委員会事務局社会教育課
契約名称	豊中市遺跡情報管理システム 増設設定及び保守業務
契約内容	豊中市遺跡情報管理システム 増設設定及び保守業務
契約締結日 及び契約期間	令和6年（2024年）5月31日 令和6年（2024年）6月1日～令和9年（2027年）11月30日
契約の相手方 （所在地・名称）	株式会社かんこう（大阪市城東区野江1-12-8）
契約金額	2,475,000円（税込）
随意契約理由	（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当） 本業務は、株式会社かんこうが構築した遺跡情報管理システムの増設設定及び保守業務を行うものである。そのため、構築を実施した同社以外では、保守の迅速性・安定性及び信頼性を確保できないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。